

西武造園株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

多様な従業員一人ひとりが自分の能力と熱意を最大限に発揮できる職場風土を醸成するため、属性別の能力発揮・キャリア形成を支援し、仕事と家庭生活を両立させながら、心身共に健康で安心してキャリアアップし続けることのできる職場環境の整備を目的とした行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日～2031年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職に占める女性割合を20%以上とする。

目標2：有給休暇取得率を70%以上とする

目標3：男性の育児休業取得率を80%とする

目標4：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働および法定休日労働の合計時間を20時間未満とする

<取組内容>

- ◆2026年～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについて、従業員に対する制度の周知および最新情報提供、相談体制の整備を継続実施
- ◆2026年～ 育児復帰後・転換・経験者採用等の社員への、研修やキャリアアップの機会を継続的に設定
- ◆2026年～ 有給休暇取得促進に向けた管理職への取得状況の共有を継続実施、「有休取得推進強化月間」等の検討、業務負荷の平準化や効率化に向けた施策の検討
- ◆2026年～ 男性育休取得対象者への取得促進に向けた周知活動を継続実施
- ◆2026年～ 法定時間外労働の原因分析、全従業員を対象とした意識改革のための研修を継続実施